

○北河内4市リサイクル施設組合管理職員 等の範囲を定める規則

（平成16年8月4日）
（公平委員会規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第2条 北河内4市リサイクル施設組合に勤務する職員のうち管理職員等は、事務局長、次長、課長、課長代理及び係長の職を有する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。